

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

年金をもらうためには、
どのような手続きが必要？

次回の年金相談

7月11日(木)

完全予約制

国民年金（老齢基礎年金）、厚生年金（老齢厚生年金）をもらうためには、ご自身で年金の請求手続きを行う必要があります。自動的に支給が始まるものではありませんので、注意が必要です。

【手続きの流れ】

1. 年金請求書の事前送付
60歳～65歳で受給権が発生する方には、誕生日のおよそ3か月前より順次「年金請求書（あらかじめ基礎年金番号、氏名などが印字されたもの）」が日本年金機構より送付されます。
2. 「年金請求書」の提出（誕生日の前日から受付）
必要事項を記入し、函館年金事務所または役場・各支所へ提出します。
住民票・戸籍謄本、雇用保険被保険者証等の添付が必要となる場合があります。各種添付書類は、配偶者の有無や年金の加入状況等によって異なりますので、あらかじめご確認ください。
3. 「年金証書・年金決定通知書」の送付
年金請求書の提出後、数か月で年金証書が送付されます。年金証書の到着後およそ50日程度で年金の受け取りが始まります。その後、偶数月にご指定口座へ振り込まれます。

※農林年金、国鉄、NTT、JTなどの共済組合に加入していたことがある方は、別途請求手続きが必要になりますので、各共済組合にお問い合わせください。

＜早くもらう繰上げ支給と後でもらう繰下げ支給＞

国民年金（老齢基礎年金）は65歳からの受給ですが、ご希望により60歳～65歳になるまでの間に減額された繰上げ支給の年金を受けたり、66歳以降に増額された繰下げ支給の年金を受けたりすることができます。

○早くもらう繰上げ支給

減額率 $0.4\% \times$ 繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

※昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は、0.5%となります。

＜例＞ およそ12か月早めて64歳時に請求する保険料満額納付済みの方
 $0.4\% \times 12$ か月 = 4.8%（年間約39,168円）の減額

○後でもらう繰下げ支給

増額率 $0.7\% \times$ 65歳になった月から繰下げを申し出た月の前月までの月数

＜例＞ およそ12か月遅く66歳時に請求する保険料満額納付済みの方
 $0.7\% \times 12$ か月 = 8.4%（年間約68,544円）の増額

※繰上げ支給・繰下げ支給には年齢や受給する年金により複数の制度や計算方法があり、上記はその一部を示したものです。

※一度決まった減額率、増額率は生涯にわたり変更されない、繰上げ請求後は障害基礎年金が請求できない可能性があるなど、繰上げ・繰下げ請求には注意点が存在しますので、ご確認の上ご請求ください。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課)	}	☎0138-31-9086 ※アナウンスに従いおかけください。
	・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		
役場窓口	住民生活課社会係		☎0137-62-2112
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。